【コラム】今月の豆知識♀

~今月の豆知識♀∼#10 排出量取引で利用できるクレジット

本年度は第三計画期間の最終年度であり、義務履行状況に応じたクレジットの調達や活用を御検討いただいている事業者様もいらっしゃるかと思います。今回は総量削減義務と排出量取引制度にて、利用ができるクレジットについて御説明します。

クレジットとは、削減対策等の実施によって得られた温室効果ガスの削減量や環境価値のことを指します。自らの削減対策だけでは削減義務を達成できない場合に、以下の5つのクレジットを調達し、義務履行に利用することができます。

名 称	概要
①超過削減量	特定地球温暖化対策事業所が削減義務量を超えて削減した量
②都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
③再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値(グリーンエネルギー証書等を含む。)
④都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
⑤埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量と中小クレジット